平成２２年（フ）第３６２６号
東京都世田谷区下馬４丁目29―11―405
債務者　中野　好明
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本伊知郎
4　破産債権の届出期間　平成22年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７１７号
東京都杉並区上荻１丁目24―12―303
債務者　杉本　明美
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星　　晶広
4　破産債権の届出期間　平成22年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月７日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７２４号
東京都杉並区下井草５丁目18―８
債務者　高橋　良枝
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高井　重憲
4　破産債権の届出期間　平成22年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７４０号
東京都町田市小山町1026―202
債務者　丸田　陽一
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　的場美友紀
4　破産債権の届出期間　平成22年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月７日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７４６号
東京都杉並区本天沼２―31―８、住民票上の住所東京都八王子市元八王子町２丁目1104―201
債務者　松田　光一
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　勝一
4　破産債権の届出期間　平成22年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月７日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７５４号
神奈川県横浜市戸塚区川上町146―２―102
債務者　吉田　哲弥
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　勝一
4　破産債権の届出期間　平成22年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月７日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４４号
神戸市兵庫区熊野町５丁目８番12号
債務者　野田　　堅
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乗鞍　良彦
4　破産債権の届出期間　平成22年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６号
兵庫県加古川市平岡町一色745番地の29
債務者　平田　準一
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　裕史
4　破産債権の届出期間　平成22年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７７号
兵庫県加古川市平岡町一色745番地の29
債務者　平田香代子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　裕史
4　破産債権の届出期間　平成22年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０５号
広島市安佐北区亀崎２丁目20番97―204号
債務者　川本　明彦
法定代理人後見人　川本美津恵
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椎木　タカ
4　破産債権の届出期間　平成22年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８３号
広島市安芸区瀬野１丁目２番15―605号
債務者　堀田　文夫
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　聖史
4　破産債権の届出期間　平成22年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月25日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７０号
大分県日田市大字十二町75番地１スカイメゾンＢ棟201号
債務者　甲能　尚美
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅木　自敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第８号
滋賀県長浜市西浅井町中375番地
債務者　杉本　弘次
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　新也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係